

国立大学法人福島大学学生総合相談室カウンセラー公募要領

1. 採用内容

職 名：学生総合相談室カウンセラー【契約職員】

募集人員：1名

契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

(年度単位で更新の可能性がありますが)

2. 職務内容

- (1) 学生の相談業務に関すること
- (2) 会議等への出席、研修会等の実施、各種報告書の執筆に関すること
- (3) 教職員及び保護者へのコンサルテーションに関すること
- (4) その他学生相談に必要な業務に関すること

3. 勤務条件

勤 務 地：福島大学学生総合相談室（福島市金谷川1番地）

勤務時間等：月曜日から金曜日 8：30～17：15

※勤務時間等について、特に事情がある場合は、応募前にご相談ください。

休 日：土曜日及び日曜日、国民の祝日、年末年始

休 暇：年次有給休暇、特別休暇等

加 入 保 険：社会保険、雇用保険、労災保険

給 与：月額250,000円～350,000円

(月額には賞与相当額を含む。経歴等を考慮の上、決定します)

※この他、通勤手当（限度額あり）、超過勤務手当支給。退職手当なし。

4. 応募資格 (次のすべてを満たす者)

- (1) 修士相当以上の学位を有する者
- (2) 臨床心理士又は公認心理師の資格を有する者
- (3) 臨床経験を有し、カウンセリング業務に従事したことがある者
- (4) 学生総合相談室の統括者として運営を主体的に行うことのできる者
- (5) 学内関連部署及び教職員、外部の機関等と連携し、信頼関係を築いていける者

5. 提出書類

- (1) 履歴書（書式は任意とするが、①顔写真を貼付すること、②職歴及び賞罰・処分歴等の欄を設けて【記入上の注意】のとおり記入することを必須とする。）

【記入上の注意】

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭」と記入すること。

※賞罰・処分歴等の欄には、過去に学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性

暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。

- (2) 資格（臨床心理士又は公認心理師）の証明書のコピー
- (3) 職務経歴書（実務経験を示す資料）及び業績リスト
- (4) 主な相談に関わる事例報告（A4判2頁以内）
- (5) 着任後の学生総合相談室職務に関する抱負（A4判2頁以内）

6. 応募期限 令和7年12月18日（木）17時必着

7. 書類提出先

〒960-1296 福島市金谷川1番地 福島大学学生支援課

封筒の表に「学生総合相談室カウンセラー応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。提出書類は返却しません。

なお、提出書類の個人情報については、選考以外の目的に使用しません。

8. 選考方法

書類による一次審査を行います。その後、一次審査に合格された方に対して面接による二次選考を行います。なお、面接の際の交通費等は本人負担となります。

9. 問合せ先

福島大学学生支援課 担当：齋藤

T E L : 024-548-8061

F A X : 024-548-7681

メール : gakusei-k@adb.fukushima-u.ac.jp